

第2ケアハウスみどり園 重要事項説明書

社会福祉法人 立石会

1. 事業者

法人種別	社会福祉法人
名称	社会福祉法人 立石会
法人所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋 1937 番地
代表者	理事長 坂本文秋
電話	(0858) 53-2820
F A X	(0858) 53-2822

2. 事業所の概要

施設種別	軽費老人ホーム
施設の名称	第2ケアハウスみどり園
施設所在地	鳥取県東伯郡琴浦町大字八橋 1937 番地
施設長	小倉寿行
開設年月日	平成14年4月1日
電話	(0858) 53-2511
F A X	(0858) 53-2512

3. 事業の目的

軽費老人ホームは、低額な料金で、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があると認められる者であって、家族環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入居させ、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上必要な便宜を提供することにより、入居者が安心して生き生きと明るく生活できるようにすることを目的とする。又、入居者の人格を尊重し、常にその者の立場に立ってサービスの提供を行うように努めるとともに、市町村、福祉サービスを提供する者又はその他の保健医療サービスとの密接な連携に努める。

4. 入居条件

(1) 年齢が60歳以上の者。ただし、入居者の配偶者、三親等内の親族その他特別な事情により当該者と共に入居させることが必要と認められる者についてはこの限りではない。

(2) 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことについて不安があ

ると認められる者であって、家族環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者。

(3) 身元保証人が2名以上得られること。

5. 施設の概要

敷地（自己所有）	3, 568. 93 m ²
建物構造	鉄筋コンクリート造3階建て（耐火構造）
建物延べ面積	1, 825. 49 m ²
定員	30名

(1) 居室

一人部屋 27室	八畳間、トイレ、簡易キッチン、風呂洗面所付
一人部屋 3室	八畳間、トイレ、簡易キッチン、リビング、風呂洗面所付

(2) 設備

設備の種類	室数	床面積（m ² ）	設備の種類	室数	床面積（m ² ）
集会室	1	31. 5	相談室	1	31. 5
トイレ（共同）	3	16. 1	談話コーナー	3	—
食堂	1	114	ロビー	1	—
調理室	1	100. 6	階段	3	—
事務室	1	32. 4	エレベーター	1	—
宿直室	1	22. 04			

6. 職員体制

職種	人数	勤務体制
施設長	1名	早番 7：45～16：45
相談員	1名	日勤 8：30～17：30
介護職員	2名	遅番 9：15～18：15
庁務員	1名	日勤 8：30～17：30
宿直員	毎日1名	17：30～8：30
		早番 6：15～15：15
調理員	3名	日勤 8：30～17：30
		遅番 9：45～18：45

7. サービスの内容

当園のサービスは、居室の貸与、3食を食堂にて提供、相談受付、浴室の提供、緊急時の対応を基本としております。当園での生活は、園の規則を守り、個人の責任で行って下さい。看護師のいない施設です。健康管理は原則個人の責任で管理して下さい。

(居室の貸与)

入居生活に必要なもの、お貸しするものは部屋のみです。必要なものは個人で準備して下さい（例：ベッド、寝具、テレビ、冷蔵庫、衣類、日用品等）。

(食事)

栄養士の立てる献立表により、栄養及び入居者の嗜好に考慮した食事を3食提供します。特別食の対応はしませんが、栄養士による栄養相談を行います。

＊1日のカロリー1600Kcal(ご飯1杯240kcal) 1日の塩分11～12g(汁1杯1.2g)

食事は、食堂で食べていただきますが、病気等やむをえない場合は、居室で食べられるよう配慮します。食堂での席は自由です。

【食事時間】

朝食 8：00～8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 17：30～18：30

(衛生管理)

施設衛生は、関係法規に準じて適正に管理いたします。又、感染症及び食中毒等の感染予防に努めます。施設内外を清潔に保つとともに、年1回以上大掃除を行います。

(健康管理)

嘱託医による健康相談を、週1回静養室にて行います。又、定期の健康診断を年1回以上行います。服薬管理は原則自己管理ですが、自己での管理が困難となった場合は、当園でお預かりし、毎食事にテーブルへ配ります。睡眠前の薬は夕食時にお渡しします。尚、当園で管理する場合には、薬に名前、朝昼夕の記入をお願いします。

(当施設の嘱託医)	
氏 名	中本健太郎
診 療 科	内科（中本内科医院）
所 在 地	東伯郡琴浦町八橋1740番地
電話番号	(0858) 53-1315

1（当施設の協力医療機関）	
医療機関の名称	森本外科脳神経外科医院
理事長名	森本 益雄
所在地	東伯郡琴浦町逢東1210番地
電話番号	（0858）53－0121
診療科	外科、脳神経外科、整形外科、腎臓内科 リハビリテーション科、泌尿器科
入院設備	無
緊急指定の有無	無
2（当施設の協力歯科医療機関）	
医療機関の名称	国竹歯科クリニック
院長名	国竹 洋輔
所在地	東伯郡琴浦町八橋79－1番地
電話番号	（0858）52－3003

（相談及び援助）

当園は、入居者及びご家族から、当園での生活についてのあらゆるご相談に誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

（社会生活上の便宜）

当園では、入居者からの要望等を考慮の上、年間の行事、買い物や外食、クラブ活動、教養娯楽、地域交流等の支援を行います。又、入居者が要介護状態又は要支援状態となった場合には、必要とする介護保険サービスを円滑に受けられるよう支援します。

（金銭管理）

金銭・貴重品等の管理は各自で管理していただきます。但し、やむを得ない場合等には「ケアハウスみどり園預かり金等管理規程」に基づき、当園にて預かり金等の管理を行います。

8. 利用料

（1）利用料

①利用料は、生活費、サービスの提供に要する費用、居住に要する費用から成ります。11月から3月までは、生活費に冬期加算額が加算されます。サービスの提供に要する費用については、入居者本人の前年収入を基に別表料金表により料金を決定します。入居時及び入居後は毎年、事務費徴収額の算定基礎となる収入証明資料（年金額通知書、源泉徴収票、確定申告書等）を提出して下さい。

又、医療費、介護保険等の領収書は控除対象となる場合もありますので、併せて提出下さい。

②鳥取県軽費老人ホーム運営費補助金交付要綱に変更があった場合は、変更された額に合わせて料金を変更します。

③生活費については、法人独自の軽減措置があります。対象になれる方は、別途「減免申請書」を提出して下さい。

(2) 支払方法

①利用料は当月分を、使用料（電気代、電話代、下水道料金等）、食事減免分は前月分を毎月 15 日（日曜・祭日はその翌日）までに請求しますので、当月末日までにお支払い下さい。食事減免は、3 日前までに届け出のあったものが対象です。

②請求書は、入居者本人若しくは保証人のどちらかに発送します。

③支払方法は、当園の指定する金融機関口座への振り込み若しくは自動引落のどちらかです。自動引落を希望される場合には、別途「貯金口座振替依頼書」及び「支払等代行事務に関する委任状」を提出して下さい。

(3) その他サービスに対する費用

上記利用料以外に、電話・電気代は個人負担となります。給湯費 3 千円（一日 100 円）水道料無料。又、病院・医院への通院（水曜日）、入院時の搬送・付き添いのための費用（ガソリン代程度）、クラブ活動費や娯楽費等本人にご負担いただくことが適当であるものがあります。

9. 退居

退居を希望される方は、原則 1 カ月前までに届け出て下さい。又、入居契約第 20 条（契約の解除）により退居していただく場合もあります。退居時には、入居契約第 16 条（原状回復の義務）に従い、入居前の状態で居室を明け渡していただきます。また入居時確認した物件状況チェックリストに基づき、破損、減失等があった場合の原状回復の費用は負担していただきます。月途中の退去の場合、利用料は日割り計算となります。

10. 苦情の受付

当施設の受付窓口	
窓口責任者	施設長 小倉寿行
ご利用時間	毎日 8：30～17：30
ご利用方法	面接（事務所） 苦情箱（食堂入口に設置） 電話（0858）53－6131

職員に話しづらい場合には、施設外の窓口へご相談下さい。

1 1. 第三者評価の実施状況

第三者評価の有無	無
----------	---

個人情報取り扱い

1 2、 当園は、その業務上知り得た入居者又はその家族の情報は、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。

1 3. 緊急時の対応

入居者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、嘱託医、関係機関への連絡を行う等の必要な措置を行います。入居者又はご家族の方に「緊急時の連絡先」を記載していただきます。要入院となった場合は、保証人の方に連絡します。入退院時の対応は原則として当園では対応いたしません。

1 4. 非常災害対策

別途定める「ケアハウスみどり園消防計画」により、年2回の日中及び夜間を想定した避難訓練を入居者の方も参加していただき行います。

1 5. 地域との連携

当園は、常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として、自立した生きがいのある生活が営めるよう努めます。

1 6. その他の留意事項

(来訪・面会)

来訪者は、面会時間（8：30～21：00）を遵守し、必ず「面会者名簿」に記入して下さい。来訪者が宿泊・食事を希望される場合には「外来者宿泊・食事申込書」を提出して下さい。

(外出外泊)

外出される際には、「外出記入表」に記入して下さい。外泊や欠食を希望される場合には「欠食・外泊・給食届」を提出して下さい。

(日常生活上の規律・心得、その他の事項等)

別途定める「生活の手引き」を遵守していただき、他の入居者の人格を尊重し、規律ある生活を過ごして下さい。

令和 年 月 日

利用に際し、第2ケアハウスみどり園重要事項説明書に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 住 所 鳥取県東伯郡琴浦町八橋 1937 番地
名 称 第2ケアハウスみどり園

説明者 職 種
氏 名 印

私は、本書面により、上記重要事項の説明を受け、内容を理解し承諾いたしました。

入居者 住 所
氏 名 印

身元保証人 住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印